

北上市災害対策本部長訓令第1号

北上市災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

北上市災害対策本部長
北上市長 八重樫 浩 文

北上市災害対策本部規程の一部を改正する訓令

北上市災害対策本部規程（平成3年北上市災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
部	部長	課等	課等の長	部	部長	課等	課等の長
[略]				[略]			
健康こ ども部	健康こども部 長	[略]	子育て世代包括支 援センター	健康こ ども部	健康こども部 長	[略]	こども家庭センタ ー 所長
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。